

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合 URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kb.biglobe.ne.jp

通算 843 号 2017 年 11 月 20 日発行

チェックオフ導入

組合は、これまで長年にわたりチェックオフの導入を目指してきました。かつては組合員の範囲について法人との間で合意を交わすように要求されたこともありました。そのような必要はなくなり、組合内部の準備を整えることで実施可能なところにあります。

「チェックオフ」とは、組合員の方の組合費納入の方法です。現在多くの支部で採用されている組合費納入の方法は、銀行の自動集金サービスで、各組合員の方の口座から毎月集金する方法です。この方法の欠点は、①支部の変更が起きた場合の、集金する支部の変更が必要(主に事務職員で生じます)、②各組合員の口座から集金する際に毎回手数料(現在は¥50 ですが、2018年4月1日から¥100になります)を支払う ことです。①については、教員は関係しませんが、②は全組合員の手数料の合計額が現在年間¥20 万ほどになります。チェックオフによる組合費納入では、前述の①と②を解消することができます。**チェックオフによる組合費納入では、法人が給与を支払う前に給与から組合費を控除することで組合費を納入しますが、労働基準法に則り、給与から組合費を控除するには組合員一人一人から承諾を得る必要があります。**

承諾を得るために、組合員の方にはお手間をかけることとなりますが、なにとぞご協力いただきますようお願いいたします。

組合費の変更

上記の組合費納入方法のチェックオフへの変更を期に、組合費の変更を検討しています。変更の理由は

1. 組合費計算に係る事務作業の簡素化
2. 上記②の節約を含む組合財政の立て直し

の2つです。

現在、組合費は非常勤職員の組合員は¥500/月、常勤職員の組合員は基本給月額0.4%となっています。そのため毎年4月に支部の組合役員が支部の組合員の給与情報を基に、各組合員の方の組合費を計算し、その額を毎月各組合員の口座から集金しています。支部役員が組合員の給与情報を扱うため、その処理の適切性と情報管理が要求されます。これによって担当者にかかる負担はチェックオフ導入後も引き続き要求されます。

これまで十数年あまりの期間の組合員数および組合の収入の経年変化は、人数が年平均およそ1.8%づつ減少したのに対して、組合の収入は年2.9%づつ減少しています。この傾向が止まる要因は特にありませんので、今後も同様に減少すると考えられます。同期間における組合中央の活動費は30%ほど節約を行ってきましたが、上記②による手数料値上げによって収入はさらに減少します。

以上2点を解消するために、【組合費計算方法の変更】と【組合費計算方法の変更に伴う組合費の変更】を検討しています。

【組合費計算方法】(案)

- 非常勤職員 ¥500/月 (現在と変更なし)
「国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則」または「国立大学法人信州大学特定教員就業規則」に該当する教職員
- 常勤職員(上記以外)

$$[A \text{ 基本額}] + [B \text{ 職種に応じて決まる額}] \times ([\text{職務の級}] - 1)$$

- [A 基本額] は常勤職員で同一額とする。
- [B 職種に応じて決まる額]は、「国立大学法人信州大学職員給与規程」の別表のうち、教育職基本給表(一) (以後、教(一)と略記)および教育職基本給表(年俸)の該当者とそれ以外の該当者で別額とする。
教(一)と教(年俸)を他と別扱いとする理由は、同じ級・同じ号の基本給を比較して、教(一)と教(年俸)は他より高いため。教(一)および教(年俸)とそれ以外の基本給表で、昇級に伴う同一号の基本給の増加率はおよそ 1.5 倍になるため、この値を参考に[B 職種に応じて決まる額]を定める。
教(二), 教(三) の基本給も教(一)と同程度であるが、教(二), 教(三)に該当する附属学校園の教職員は長野県教職員組合に入っているであろうから、該当者はいないと思われる。
- [職務の級] は、各組合員の基本給表における級とする。
(例: 教(一) 助手=1 級, 助教=2 級, 講師=3 級, 准教授=4 級, 教授=5 級)

【組合費計算方法の変更に伴う組合費の変更】(案)

$$A = \text{¥}1,000, \quad B = \text{¥}300 \text{ (全ての常勤職員で同額)}$$

とすると、組合の収入としては月額で¥1 万ほどの増加になります。法人がホームページ上で公開している教職員の給与情報を基に概算すると、教(一)の平均給与額の組合員の組合費は月額で数十円ほど値下げになります。

組合費を基本給に対する割合としなくすることで、組合役員が組合員の給与情報を扱う必要がなくなり、事務作業の簡素化および扱う個人情報に対する責任の軽減が図れます。組合の財政の立て直しについては、これを期に、組合員の方にはこれまで以上に組合活動に目を向けていただき、毎年の予算編成時に適切な組合費についても一緒に考えていただくことで(職階で組合費を定額とすることで、組合費と組合の収入の関係はこれまでより分かりやすくなります)改善していければと考えています。

これまで各支部を通してチェックオフ導入および組合費変更について御意見をお願いしてきましたが、値上げに対する反対が多かったため、組合の収入がほぼ現状に近くなる額で再提案させていただきます。説明の足りない点などあったと思いますが、今一度お考えいただき、ご意見いただきますよう重ねてお願いします。

**〈長野ろうきん〉のキャッシュカードは
ATMお引出し手数料**

手数料 0 円

その場で **全額**
キャッシュバック
コンビニATMでも使えます
[手数料は実質0円] フルキャッシュバック

全国の〈ろうきん〉、セブン銀行などのコンビニ、ゆうちょ銀行、
その他の金融機関のATMでお引出しいただけます。
※設置場所・時間帯によってはご利用いただけない場合があります。

はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん



長野ろうきん